

令和3年第2回定例会

(第2日)

令和3年6月14日

令和3年第2回平川市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程（第2号）令和3年6月14日（月）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番 葛西 勇 人
2番 山谷 洋 朗
3番 中 畑 一二美
4番 石 田 隆 芳
5番 工 藤 貴 弘
6番 工 藤 秀 一
7番 福 士 稔
8番 長 内 秀 樹
9番 佐 藤 保
10番 山 田 忠 利
11番 大 澤 敏 彦
12番 原 田 淳
13番 桑 田 公 憲
14番 齋 藤 剛
15番 工 藤 竹 雄
16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	須々田 孝 聖
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	今 井 龍 美
代表監査委員	鳴 海 和 正
総 務 部 長	對 馬 謙 二
総務部総務課長	佐 藤 崇
企画財政部長	西 谷 司
市民生活部長	一 戸 昭 彦
健康福祉部長	工 藤 伸 吾

尾上総合支所長	工藤 敢司
経 済 部 長	對馬 一俊
建 設 部 長	原田 茂
碓ヶ関総合支所長	齋藤 茂樹
教育委員会事務局長	三上 裕樹
平川診療所事務長	宮川 厚
会 計 管 理 者	三上 庚也
農業委員会事務局長	小野 生子
選挙管理委員会事務局長	今井 匡己
監査委員事務局長	成田 満

○出席事務局職員

事 務 局 長	小田桐 農夫吉
総務議事係長	河田 麻子
主 事	對馬 賢也

○議長（福士 稔議員） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いします。

傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いします。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

また、本定例会中、新型コロナウイルス感染予防のため、本会議場の扉を開放し密閉空間とならないようにしております。

なお、会議中は常にマスク等の着用をお願いします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の方法については、議会運営委員会において、一括質問方式と一問一答方式の選択制をとっています。どちらも質問席において行うこととし、質疑応答の時間はおおむね一時間以内とします。なお、会議規則第56条の規定にかかわらず、質問の回数制限を設けておりません。

また、会議規則第62条第2項の規定に「質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。」とありますので、配付しております一般質問通告一覧表の内容と関連のない質問及び答弁を求める者以外への質問は、原則として許可されませんので御注意ください。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方に分かりやすい質問を、また、理事者側においても、同様の答弁をお願いします。

次に、発言の許可についてですが、議員は質問席に移動後、最初の質問を行う際に、挙手した上で議席番号を教えてください。なお、次の質問からは、議席番号は省略して結構でございます。

また、特別職を除いた市職員は挙手した上で職名を告げ、議長の許可を得てから発言されますようお願いします。

それでは、一般質問を行います。配付しております一般質問通告一覧表のとおり、一般質問者は9名であります。

本日は、第1席から第3席までを予定しております。

なお、第2席、葛西勇人議員より一般質問に関する資料について、事前に配付の申出がありましたので、これを許可しております。

第1席、12番、原田 淳議員の一般質問を行います。

原田 淳議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

原田 淳議員、質問席へ移動願います。

（原田 淳議員、質問席へ移動）

○議長（福士 稔議員） 原田 淳議員の一般質問を許可します。

○12番（原田 淳議員） 改めて、おはようございます。ただいま、議長より一般質問の許可を得ました第1席、議席番号12番、原田 淳です。通告どおり順次質問をしてま

いますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 火災等に伴う平川市営住宅の被災者への使用について、平川市営住宅管理条例（公募の例外）第5条について伺います。第5条では、「市長は、次に挙げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。」とあり、第1項第1号に「災害による住宅の滅失」とあります。この条文だけでは、被災した市民であれば誰でも市営住宅に入居できるように思われますが、他の条文を読みますといろいろと条件があるようでして、簡単には市営住宅に入居できないようです。誠に申し訳ございませんが、部長でいいので分かりやすく御説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（福士 稔議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 火災等に伴う平川市営住宅の被災者への使用についての御質問につきましては、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸することを目的としており、広くかつ公平に市民に利用していただくため、入居者は公募することが原則となっております。しかし、公募の例外として、公募を行わずに入居させることができる場合について、平川市営住宅管理条例第5条に規定されております。議員御指摘の第1項第1号の「災害による住宅の滅失」とは、地震、暴風雪、洪水、火災等の災害で、住宅が全壊、全焼、全流出、大規模半壊により、滅失した状態のことをいいます。

○議長（福士 稔議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 第5条第1項第1号により災害による住宅の滅失は災害等により全壊、半壊等によって入居できるというようなことです。さて、この条例は平成18年1月1日合併時に施行されましたが、今までにこの第5条第1項第1号により、入居した方はいますか。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 公募の例外の規定により市民が市営住宅に入居した実績については、平成21年に1件の実績がありました。なお、東日本大震災の被災者で市営住宅に入居された方はございません。

○議長（福士 稔議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 東日本大震災のことについては聞いていません。平成21年の3月に入居した方が1人いるということでした。分かりました。特例だということ。

今年の4月には住宅火災が2件続けて発生しました。その被災された家族の方々は、親戚等をお願いをして仮住まいをしていると聞いております。たとえかなり近い親戚にしろ、迷惑で非常に申し訳ない気持ちでいるようです。また、親戚の方は受け入れることは当然のことだと。しかし何となく自分たちも気を遣っているようです。火災等により住宅を失った世帯より市営住宅を使用したい旨の希望があった場合、一時的にでも入居させていただけないものかどうか。お伺いいたします。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 火災等により住宅が滅失した場合においても、平川市営

住宅管理条例第6条の入居者資格を有している必要がございます。第5条の公募の例外は、公募を行わずに入居させることができることを規定しているものであり、第6条に規定する入居者資格に対し例外が適用されるものではございませんので、御理解願います。

○議長（福士 稔議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 第6条に該当しなければ入居は無理だというような答弁でした。

さて、市営住宅は公有財産ですね。地方自治法第238条第3項により公有財産は行政財産と普通財産に分類されていますが、市営住宅は行政財産ですね。行政財産にはさらに公用と公共用があります。公用は、庁舎、消防施設などをいいます。公共用は、学校、図書館、公民館、公園、市営住宅などがあると思います。普通財産とは、貸付け、交換、売払い、譲与、出資の目的などで経済的な価値を行政に貢献させる性質のものだと思っております。市営住宅は行政財産で、行政財産は本来の用途または目的を妨げない限り、その効率的利用から用途または目的以外についても使用を認めることが適当である場合があります。その用途または目的を妨げない限度において行政財産の目的外使用許可が認められていると思っております。地方自治法第238条の4第7項によれば、「行政財産の使用許可の事務取扱について」に基づき目的外使用許可として許可することができる。つまり、市民が火災等によって住宅を失ったことに対し、緊急に確保する必要がある場合、市営住宅を一時的に使用させることができると思います。このことは「火災等に伴う市営住宅の一時使用許可の取扱いについて」を施行することによって使用許可できるということではないかと。当市においても、早い機会に「火災等に伴う市営住宅の一時使用許可の取扱いについて」の要綱等を作成していただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。このことについては、答弁は要りません。

次に、2. 平川市奨学金貸与条例（高校・大学等奨学金）について、①高校・大学等奨学金の資金源（元手）について確認させてください。資金源、元手は一般財源ですか。局長。一般財源、市民の税金等ですよ。分かりました。

②高校・大学等奨学金の引上げについて。平川市奨学金貸与条例施行規則第2条で奨学金の額が定められています。その貸付金については省略しますが、県の高等学校等奨学金や社会福祉協議会の教育支援金などと比較するとかなり当市の奨学金が低いと思いますが、奨学金を引き上げる考えはあるのかどうか伺います。

③高校・大学等奨学金の貸与の決定については、確認できましたので省略いたします。

④滞納者に対する催促・徴収方法とその滞納理由、さらに連帯保証人への対応について伺います。このことについては、令和2年9月議会の決算特別委員会において質問をしております。そのときの答弁では、催促方法は督促状の通知、電話連絡、個別訪問で対応していると。滞納理由については、多くは離職した方や家庭内の事情、病気などにより予定どおり返還できなくなったことが主な理由だと。連帯保証人については、電話連絡や訪問を行って納付のお願いをする場合がありますが、また、保証人から直接取り立てるところまでは何回も交渉を重ねているが、難しい状況であると。さらに、保証人へ交渉はしているが、取れないのが実情だと。そのような答弁をしておりました。このことについては、間違いありませんか。違う点がありましたら、教えてください。

⑤平川市奨学金貸与条例第6条の（連帯保証人）と平川市奨学金貸与条例施行規則第5条の（保証人）について伺います。平川市奨学金貸与条例の第6条には連帯保証人と記載され、平川市奨学金貸与条例施行規則第5条には保証人とあります。この施行規則には2か所保証人と記載されています。また、様式には保証人ではなく連帯保証人とあります。連帯保証人なのか、保証人なのか、どちらかに統一しておかないと問題があったときに当局で困るのではないのかと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） はじめに、高校・大学等奨学金の引上げについてお答えします。議員御指摘のとおり、当市の奨学金貸与額は、県育英奨学会や平川市社会福祉協議会が取り扱うものに比べると、低い設定となっております。これらとはそれぞれ貸与条件や形態も異なっており、一概に比較することができないものであると考えます。加えて、県内の他市町村と比較してみても、とりわけ低い設定とはなっていない状況です。また、奨学金の引上げは、貸与を受けている期間の学生の生活支援には有効であります。貸与者が学校を卒業した後の返済時にはそれだけ負担増につながることから、現段階では奨学金の引上げについては考えておりません。

このほかの御質問につきましては、教育委員会事務局長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） はじめに奨学金の資金源についてということで先ほど御質問がありましたのでお答えします。当市で貸与している奨学金の財源は、一般財源であります。

次に、滞納者に対する催促・徴収方法とその滞納理由、さらに連帯保証人への対応について、令和2年9月の決算特別委員会での答弁と違う点があるのかという御質問についてでございますが、基本的には、令和2年9月の決算特別委員会での答弁した内容と大きく変わった点はございません。

最後に、条例と規則の見出しについての御質問についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、条例施行規則第5条及び第6条の見出しが保証人となっておりますが、内容は連帯保証人についての定めが記載されているものでございます。運用上、特に影響がないと判断しておりましたが、条例や様式との整合性を確保するためにも、速やかに規則第5条及び第6条の見出しを連帯保証人に改正したいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 奨学金の引上げについては考えていないと。弘前市、青森市等を見ますとですね、若干違うと思います。返すのが大変なので、今のところは上げる考えはないというようなことですね。それについては分かりました。

④です。滞納者に対する催促・徴収方法とその滞納理由、さらに連帯保証人への対応については、基本的に前回答弁したとおり、変わりがないということのようでした。まず、催促・徴収方法について伺います。このことについては、督促状の通知はしているということです。平川市奨学金貸与条例第12条で「奨学金の返還を延滞したときは、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、延滞利子を加算する。」とあります。延滞利子の算定については、平川市税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例を準用すると。督促状は送付しているということなので、督促手数料と延滞金の徴収は行って

いますか。

○議長（福士 稔議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 督促状については、納付期限を過ぎても納付がない場合に発送しておりますが、奨学金は私債権であり、督促手数料の徴収規定がないため督促手数料は徴収しておりません。また、延滞金については、元金の納付が遅延した場合、延滞利子を計算して請求することになりますが、滞納している貸与者の大半が複数の納期分を滞納しており、納付金は元金に優先して充当しているため、延滞利子に充当できていないという状況でございます。教育委員会としては、奨学金貸与の業務に当たり、納付に遅延がないよう引き続き指導していきたいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 督促手数料、延滞金を徴収していない。これ平川市税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例を準用すると書いていますよね。準用ってどういうことですか。

○議長（福士 稔議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 做うことだと思います。

○議長（福士 稔議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 做うことだということであれば、督促手数料、延滞金の徴収は行うべきと思いますが、その辺、いま一度答弁お願いします。

○議長（福士 稔議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 議員御指摘のとおり、本来延滞金も徴収すべきというふうに考えてございます。ただその元金の納付もままならないという方が非常に多く、延滞金までとなると元金の納付も諦めてしまうというふうなことも考えられまして、これまではそういう形で徴収していないというのが現状であったわけですがけれども、もちろん冒頭話したように、貸付金は一般財源である、いわゆる市税であったり地方交付税である、ということを鑑みましても、やはり滞納になった場合には延滞金は徴収すべきというふうに思いますので、今後は徴収するという形にして、適正な債権管理に努めてまいりたいと考えます。

○議長（福士 稔議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 最初からそういう答弁してくださいと。この奨学金、分かりました。そのようにして対応してください。平川市奨学金貸与条例だけではないんですよ。他の課においても、平川市税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例を準用するというのであれば、督促状の送付によって、督促手数料、延滞金の徴収を行わなければならないのかと思っておりますので、他の課においても気をつけてください。

滞納理由についてはその多くが離職した方や家庭内の事情、病気などにより予定どおり返還できなくなったことが主な理由だと。したならば、平川市奨学金貸与条例第10条と第11条により「返還を猶予することができる。」あるいは「返還金の全部又は一部を免除することができる。」とあります。この条文を申請した方はいますか。令和元年度の決算書に、不納欠損額20万1,700円計上されました。その理由は、亡くなった方がいたということ聞いております。じゃあこの条文を申請した方はいますか。

○議長（福士 稔議員） 教育委員会事務局長。

○**教育委員会事務局長（三上裕樹）** まず、本人が死亡した場合や、負傷、疾病その他特別な理由により奨学金の返還が困難な場合には、平川市奨学金貸与条例に基づき返還の猶予や免除をしております。実績としましては、令和3年度の猶予者は1件でございます。奨学金の貸与終了後も専門課程へ就学を継続していることが理由となっております。また、免除については、平成28年度に1件、学生の死亡により免除しております。

○**議長（福士 稔議員）** 原田 淳議員。

○**12番（原田 淳議員）** この返還金の全部または一部免除は連帯保証人が2人いることから、簡単に全部免除または一部免除ということにはいかないと思います。そのことについては答弁は要りません。

連帯保証人について、保証人へ交渉はしているが、取れないのが実情だと。何回も電話や訪問を行って納付のお願いをしているが、払っていただけないようです。連帯保証人に滞納分を支払っていただいた、返還していただいたケースはありますか。

○**議長（福士 稔議員）** 教育委員会事務局長。

○**教育委員会事務局長（三上裕樹）** 貸与者が滞納し、返還できなくなった場合には、連帯保証人から納付していただいております。令和2年度では、滞納繰越分として31人のうち18人から納付があり、そのうち、連帯保証人からの納付は9人でありました。

○**議長（福士 稔議員）** 原田 淳議員。

○**12番（原田 淳議員）** 連帯保証人の9人の方から徴収しているということです。分かりました。大変いいことだと思います。今後もそういうふうにして続けていただきたいと思います。

平川市奨学金貸与条例施行規則の第10条第1項に「奨学金の貸与を受けた者は、卒業から1年を経過する日までに連帯保証人と連署して、貸与を受けた奨学金に係る奨学金返還明細書を提出しなければならない。」とあります。連帯保証人も返還内容は確認して了解しているわけです。平成29年度から滞納繰越分は600万円以上あります。連帯保証人に対しても何回も交渉して、直接会って催促しているにもかかわらず、かなりの方が保証人の納付がないのではないかと考えております。債務者だけではなくこの連帯保証人に対しても督促状を送付していますか。

○**議長（福士 稔議員）** 教育委員会事務局長。

○**教育委員会事務局長（三上裕樹）** 連帯保証人に対しても督促状を送付してございます。

○**議長（福士 稔議員）** 原田 淳議員。

○**12番（原田 淳議員）** 督促状は送付しているということですね。分かりました。

⑤です。平川市奨学金貸与条例第6条、連帯保証人と平川市奨学金貸与条例施行規則第5条の保証人については、保証人を連帯保証人に変えるということですよ。分かりました。

連帯保証人制度の改正があったと聞いております。知っていますか。もし私が間違っていたならば訂正いたします。2017年、平成29年の5月に改正民法が成立し、昨年2020年4月より、改正された連帯保証人制度が施行されました。その内容は、民法第465条の2、個人根保証契約の極度額の設定。個人根保証契約、一定の範囲に属する不特定の債務を保証する個人契約は、極度額を定めなければ、その効力を生じない。つまり、改正

民法では、個人の連帯保証人になる場合には、極度額を定めていない個人根保証契約は無効となる。当市においては昨年度から連帯保証人に対して極度額を設定して契約をしておりますか。もし、していないのであれば根保証契約が無効となるようですので気をつけてください。

ちなみに先ほど市営住宅の話をしました。市営住宅の様式の4号、契約書には極度額と記載されています。それから民法第458条の3、「主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の損失を知った時から二箇月以内に、その旨を通知しなければならない。」とありますので、確認して気をつけていただきたいと思います。

さて連帯保証人となった方の責任についてでございますが、平川市奨学金貸与条例施行規則の第6条に保証人の要件とあります。(1)一定の職業又は収入を有し、独立の生計を営んでいること、(2)市税に未納額がない世帯に属する者であること、その保証人と連帯保証人とでは大きな違いがあります。例として挙げます。アパートを借りているということでお話をいたします。まず保証人です。貸主が保証人となっている人に対して連絡する機会のほとんどが家賃の滞納時だと思います。契約者の支払いの債務の履行が滞っているために、保証人に対して契約者が家賃を滞納しているので代わりに払ってくださいと督促を行います。こういった請求に対して、保証人に認められている権利は、民法第452条、催告の抗弁権と、民法第453条、検索の抗弁権があります。催告の抗弁権とは、保証人が債務の返済を求められたときに、まず自分ではなく契約者に催促してほしいと言える権利があります。これは契約者が破産や行方不明になっていない限りはこの権利を主張することができます。次に検索の抗弁権とは、契約者が財産を持っていることを証明するので、その財産から取り立ててほしいと言える権利。契約者に財産があることを証明すれば、まずその財産を取り押さえない限り、保証人に債務の返済を求めることはできません。貸主はそれ以上保証人に対して請求することはできないという意味になります。連帯保証人は、催告の抗弁権や検索の抗弁権の権利はありません。つまり、連帯保証人は契約者の債務について貸主から請求を受けた場合、まず契約者に請求してほしいと主張することはできず、その請求に応じなければならない。連帯保証人は保証人に比べてかなり重い責任を負うことになります。このようなことから、先ほど連帯保証人が9人ほど債務払っているということですが、令和2年の9月の答弁においては、当市においては連帯保証人に対して何回も交渉を重ねても難しい状況であるとか、保証人へ交渉はしているが取れないのが実情だと言っていました。貸したお金は先ほども言いましたが市民に納めていただいた税金等です。税務課の収納係は税金の滞納者に対してはそれこそ督促状、電話催促、夜間の家庭訪問等しつこいほど催促して徴収しています。さらには差押え等も行っています。私も経験しましたが、税金の徴収ほど大変な仕事は役所にはないのではないかと考えております。奨学金を借りた本人が返済できないのであれば、しっかりと連帯保証人が返済する義務があると考えております。連帯保証人へ督促状を送付し、それでも返還しないのであれば、一般的手順を行い滞納処分、財産の差押えを行うべきと考えますが、そのような考えはあるのかどうか、伺います。

○議長(福士 稔議員) 教育委員会事務局長。

○**教育委員会事務局長（三上裕樹）** 滞納処分についての考え方ですけれども、奨学金については私債権であり、強制徴収権が認められている公債権とは異なり、現状での差押えなどの強制執行を行うことができません。私債権において、差押えなどの強制執行を行うには、債務名義、いわゆる請求権の存在と範囲を公的に証明した文書の取得が必要であり、これには訴訟の提起あるいは裁判所への申立ての手続が必要となります。また滞納者は、生活困窮している場合が多く、差押えなどによってさらに生活に影響を及ぼすことも想定されることから、これまでは差押えを行っていないというのが現状であります。今後については、個々の状況に応じて対応していかなければならないものと考えております。

○**議長（福士 稔議員）** 原田 淳議員。

○**12番（原田 淳議員）** 私言っているのは滞納者に対して云々かんぬんって言うてるんではない。連帯保証人に対して言っているんです。連帯保証人2人いるでしょう。連帯保証人が2人いて、2人とも破産等に陥っているということはなかなかあり得ないことだと思う。そのための2人だと思うんです。差押えできないとか、今の答弁についてちょっと私他市町村と比べてみます。その辺についてはいま一度確認しておいたほうがいいかと思います。もし訂正するのであれば、後ででもいいので、訂正していただければ。これ弘前市でも取ってます。一応その辺もう一度確認したほうがいいと思います。

最後です。冒頭で聞きました。資金源を教えてください。それは一般財源、市民の税金等だと。日本国憲法第30条に「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」とあります。誰も好きで納税をしているわけではないのではないか。はっきり言って、税金を取られているというイメージがあると思います。前年度の所得に対して1年遅れで税が賦課され、徴収されます。思ってもいない額の税金の請求が来て滞納することは多々あることでしょう。しかし、この奨学金貸与に関しては、何度も言いますが一般財源、市民の方が一生懸命働いて納めた税金等です。そこから奨学金として貸し出しているわけですよ。教育委員会では奨学金の滞納の徴収に当たっては、あらゆる法的手段・方法・根拠を持って、全力を尽くして滞納額を徴収していただきたいと思っております。

これで終わります。

○**議長（福士 稔議員）** 12番、原田 淳議員の一般質問は終了いたしました。

11時まで休憩といたします。

午前10時43分 休憩

午前11時00分 再開

○**議長（福士 稔議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

第2席、1番、葛西勇人議員の一般質問を行います。

葛西勇人議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

葛西勇人議員、質問席へ移動願います。

（葛西勇人議員、質問席へ移動）

○**議長（福士 稔議員）** 葛西勇人議員の一般質問を許可します。

○1番（葛西勇人議員） ただいま、議長より一般質問の許可を頂きました第2席、議席番号1番、新生会の葛西勇人でございます。

それでは通告に従いまして、一括質問方式にて質問をしてみたいと思います。

なお、質疑においてお互いに確認をしながら進めてみたいと思いますので、両面4ページの資料を配付させていただきました。御参照いただきたいと思います。

それでは、1. 新型コロナウイルスワクチンの接種予約について、質問をいたします。資料1を御覧ください。先月5月10日より80歳以上の高齢者を対象にした新型コロナウイルスワクチンの接種が始まっておりますが、大多数の市民の方より「予約の電話がつかない。」との苦情が寄せられております。電話での予約は、迅速な確認はできるものの、予約が集中した場合に電話がつかないため、予約が取れるまで電話をかけ続けなければならないという市民の行動を制限し、かつ市民にはかなりの不満がたまりまます。また、ウェブでのインターネット予約もその環境がない、あるいは操作が不慣れな方には不便であり、また電話同様にアクセスが集中するとダウンする可能性もございます。

そこで、地元の方々からも口をそろえて御指摘頂くのですが、当市の集団検診のように対象町会ごとに市民一人一人の接種日程を当市で決めて郵送し、接種したくない方、個別接種希望者、接種日程の変更希望者のみ電話連絡する予約方法になるように再検討すべきだと私は考えます。そうすれば、資料1のとおりメリットとして、①市民の接種予約されていないという不安は解消します。②市民が自身の行動計画を立てることができます。サラリーマンの方であれば接種日程に合わせて休暇取得などもできます。③タクシーでの送迎がスムーズになり、感染対策をした上での乗り合いも可能となります。④地元に近い集団接種会場で接種ができます。現在、尾上地域の方が碓ヶ関地域の接種会場に接種に行ったり、またその逆になったりというおかしな事態も解決できます。当市の見解を求めます。

次に、2. 平川ねぶたまつり中止のプロセスについて質問をいたします。資料2を御覧ください。今年4月27日に平川ねぶたまつりの中止を発表いたしました。半年以上も前からコロナ禍でも開催できるようにと対策を検討してきたひらかわねぶた連絡協議会には相談もなく突然決定がなされました。なぜ4月26日に中止を決定し、翌日27日に中止の発表をしなければならなかったのか。また、中止までのプロセスは適正であったのか、当市の見解を求めます。

次に、3. 市内飲食店等の感染防止対策に伴う支援について質問をいたします。資料3を御覧ください。市内飲食店等の感染防止対策に伴う支援事業について、変異株が猛威を振るう現状の中で、期限が迫っているプレミアム飲食・交通券発行事業や日帰り入浴プラン助成事業を担保すべく、飲食店舗等の感染拡大防止対策の徹底が急務であります。そこで、その目的をスピード感を持って達成すべく、交付決定条件は感染防止対策認証取得を受けることのみとして、減収条件をなくすべきと考えますが、当市の見解を求めます。なお、認証チェック項目、認証までの流れ、確認体制等については当市のホームページを見ましたので、答弁は結構でございます。

次に、4. 市税等に関わる口座振替の問題について質問をいたします。市民の方より「子供が再転入をしたが、今年、子供の軽自動車税の振替口座を、父親名義とした納税

通知書が送付された。」と口座登録申請した覚えのない父親からの申出がございました。振替前に発覚し事なきを得ましたが、どうしてこのような状況になったのか、その原因と今後の対策について、当市の見解を求めます。また、過去にも市税等でこのような問題は発生していなかったのか、併せて当市の見解を求めます。

次に、5. サッカー場の新設について質問をいたします。資料4を御覧ください。平川市スポーツ推進計画では、スポーツ活動の充実や施設等の環境整備を進めることとしております。しかし、市内サッカークラブチームでは、照明付きの人工芝でスパイクを履いて練習できる専用の場所がなく、活動に苦慮しているのが現状です。現在世界的にも、また国内においても競技人口が多いサッカーの推進と人材発掘・育成のため、照明設備、人工芝、スパイク使用の条件を満たした専用の競技場の新設が必要と考えますが、当市の見解を求めます。

○議長（福土 稔議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 葛西勇人議員御質問の5点についてお答えをいたします。

まず1点目の新型コロナウイルスワクチン接種の予約についてであります。議員御指摘のとおり、この予約につきましては、市民の皆様から回線の混雑により電話がつながりにくいと多くの御指摘を頂いたところであります。大変御迷惑をおかけいたしました。予約方法等の御質問については、後ほど健康福祉部長より答弁をさせます。

次に、平川ねぶたまつり中止のプロセスについての御質問にお答えいたします。4月26日に開催された平川ねぶたまつり実行委員会では、全国的に変異株による感染が急速に拡大していること、県内複数の圏域においてクラスターが発生するなど感染者が増加傾向にあったこと、ねぶたの制作過程での感染リスクが懸念されること、祭り当日の感染防止対策が困難と判断されたこと、そして、ワクチン接種の進捗状況から8月までの収束が見通せないことなど、これらを総合的に判断し中止を決定したと伺っております。人が集まる行動を抑制し、感染リスクが高まる場面を減らすことが重要であり、ゴールデンウィークを控え、各ねぶた団体の小屋開きが始まる前の中止決定は適切なタイミングであったと認識をしております。昨年、今年と2年続けてのねぶたまつりの中止は実行委員会にとっても苦渋の決断であったものと思います。来年こそは安心して祭りを開催し、市民の皆様と盛り上がりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。ひらかわねぶた連絡協議会に関する質問については、後ほど経済部長より答弁させます。

次に市内飲食店等の感染防止対策に伴う支援事業についてお答えをいたします。新型コロナウイルス感染拡大が長期化する中で、利用者が減少し、厳しい経営状況にある飲食店の事業継続には、減収に対する経済支援とさらなる感染防止対策の徹底が急務であると判断したところであります。このため、この支援と対策を同時に進める平川市感染防止対策認証店舗支援事業を実施することとしました。議員御指摘の減収条件をなくして市の感染防止対策認証のみを支援金の交付の条件とすべきとの御提案であります。本事業で交付する支援金20万円は、売上げの減少に対応した支援であります。一方で、感染防止対策を徹底させるべく認証制度の推進に係る支援は、昨年度より実施している平川市事業継続応援事業を活用していただくこととし、認証に必要な設備等への補助率を既存の2分の1から4分の3に拡充いたしました。このような中、青森県において、令和3年5月31日、当市と同様の取組内容となる飲食店の認証事業に係る予算を専決処

分し、認証制度の導入と必要な設備等の整備に補助することを決定し、6月9日より申請受付を開始しております。しかしながら県では、認証に係る業務を民間へ委託することとしておりますので、本格稼働までには1か月程度要することが想定されます。このため、当面は認証基準について県と同様の内容に変更した市の認証により感染防止対策を進め、県の体制が整った際は県の認証を受けていただくよう事業者へ促してまいりたいと考えております。

次の件に関しては、ホームページで確認されたということで、答弁は控えさせていただきます。

次に、市税等に係わる口座振替の問題についての御質問についてであります。このことで、市民の方に御迷惑をおかけしたことについては、大変遺憾に思っております。この御質問につきましては、後ほど企画財政部長から答弁させます。

最後に、サッカー場の新設についての御質問であります。市の運動施設は全部で13施設あり、そのうち、サッカーで使用できる施設としては、ひらかドーム、平川市陸上競技場、平賀多目的広場、尾上野球場、尾上多目的広場の5つの施設が使用でき、サッカーの練習場所としては充分確保できているものと考えております。また、照明と人工芝があり、スパイクを履いて練習できるサッカー専用の競技場につきましては、土地の確保や設備投資に多額な費用が見込まれることから新たに設置することについては、考えておりません。運動施設の利用方法等については、教育長が答弁いたします。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 現在、市の運動施設でサッカーができる5つの施設のうち、尾上多目的広場と尾上野球場については主に練習で使用されております。また、ひらかドーム、平川市陸上競技場、平賀多目的広場では練習はもとより、小学生の大会などでも使用されております。これら5つの施設のうち、ひらかドームを除く4つの屋外施設については、全てが天然芝となっております。ただサッカーで使用する場合、スパイクによって芝生を傷めてしまうということから、春、天然芝が生えそろうまでスパイクの使用を制限しております。御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 私からは、新型コロナウイルスワクチン接種の予約方法等についてお答えいたします。対象町会ごとに市民一人一人の接種日程を決めて通知し、変更希望者のみ電話で連絡を頂く方法に変更すればよいのではないかと御意見ですが、新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、接種を受ける方が感染症予防の効果や副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただいております。議員御指摘の方法は、電話をかける必要がなく、特に高齢者の方に対して負担の少ない有効な方法だと考えておりますが、市としましては、任意接種であることを踏まえつつ、市が市民の意向を確認することなく、一方的に日時や場所を指定することは、勧奨を超えた半ば強制的な接種と受け取られる可能性があることから、慎重な対応を取っております。また、今後12歳から64歳までを対象とした接種が始まりますが、その方たちの多くは学生や仕事をしている方たちであることから、市が日時などを指定したとしても、接種希望者の都合に合わせる事が難しく、変更手続に係るやり取りに時間を要することが市民の皆様の負担になると判断したところであります。こ

のような理由から、日時などを指定する方法についても検討しましたが、選択しなかったということを御理解願います。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 私からは、4月27日に平川ねふたまつりの中止を発表した具体的な経緯とそのプロセスに関する御質問にお答えいたします。昨年夏以降、商工会とひらかわねふた連絡協議会と、市の3者で、今年の祭り開催に向けた意見交換を重ねてまいりました。その中で、祭りを運営する側では、県が示しているイベントガイドラインに基づく祭りの開催、コース延長やパブリックビューイング会場の設置による観客の分散化、沿道の歩行者通路の確保などについて検討してまいりました。一方、祭りに参加する側のひらかわねふた連絡協議会では、参加者の感染予防対策と収入減を見据えた経費節減を図るため、隊列の簡素化などを検討していたところでございます。4月15日に開催されました商工会、ひらかわねふた連絡協議会、市の3者による座談会においては、それぞれの検討内容を踏まえしっかりと対策を取った上で開催しようということを確認しておりました。

しかしながら、ちょうどこのあたりを境に、先ほどの市長答弁でもありましたが、県内複数の圏域においてクラスターが発生したこと、県内においても感染者数が増加傾向にあったことなど、日々刻々と変わる感染状況の報道等がなされておりました。このような不安要素がございましたので、ひらかわねふた連絡協議会ではいま一度参加団体の意向を把握するため、4月30日を回答期限とした意向調査を実施しております。ただ、このとき既に祭り開催の可否を決定する平川ねふたまつり実行委員会が4月26日開催で調整されておりましたので、当日はひらかわねふた連絡協議会から各団体の回答状況を確認した上で、出席いたしております。その中で30団体中参加が11団体、不参加が9団体、未回答が10団体であったこと、そしてまた県内の感染状況と県が示しているイベント開催の判断基準の考え方を報告させていただき、協議した結果、2年連続となる中止の判断に至ったものであります。議員御指摘の中止までのプロセスが適正であったのかにつきましては、これまでのひらかわねふた連絡協議会との検討経緯を踏まえれば、各団体への意向調査が終了する前の中止決定の発表に戸惑いを感じさせてしまったこと、そしてまた平川ねふたまつり実行委員会の出席に当たり改めて意見を伺うなどの配慮が必要であったと受け止めております。今後はこれまで以上に関係団体との連絡調整に努め、安心して祭りを開催し盛り上げられるよう取り組んでまいりますので、御理解くださいようお願いいたします。

○議長（福士 稔議員） 企画財政部長。

○企画財政部長（西谷 司） 私からは市税等に関わる口座振替の問題についての御質問にお答えいたします。平川市にUターンなど、再転入された場合には、口座振替情報、固定資産情報などについて同姓同名者への誤りを防ぐため、個人の履歴管理の観点から、転出前の宛名番号の情報を引継ぎしております。議員御指摘の口座振替を申請した覚えがないにもかかわらず、口座振替する旨の通知が納税義務者に届いたケースであります。この原因につきましては、合併前の旧町村で口座振替依頼の提出があった際に、申請された方の世帯全員に対し、全ての税目を口座振替とする情報を誤って入力したことによるものと思われれます。近年は、このような事案は発生しておりませんが、今

回の発生を踏まえ、その対策として、転入者全員の情報をもとに、税の口座振替情報の突合を行い、再発防止に努めてまいります。本件につきましては、御迷惑をおかけした納税者に対し深くお詫び申し上げます。

○議長（福士 稔議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） まず新型コロナウイルスワクチンの接種予約について再質問させていただきます。コロナワクチンの接種予約方法についてなんですけれども、それを決定するのは市町村でしょうか。国、県でしょうか。電話予約必ずしなければならないのでしょうか。教えてください。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） ワクチンの接種の手法につきましては市町村が決めることとあります。

○議長（福士 稔議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） ということは、私が提案したようなやり方でやることも可能であるんですね。先ほど強制的だという一方的な話がありましたけれど、ほかの自治体では日程を決定して送っている事例は多々あります。なぜそれができなかったのか、理由は確かにありましたけれども、例えばその12歳から64歳、学生に要は都合が合わないから日程をやるといけないというような話がありましたけれど、例えば高齢者施設なんかは別にやってるわけですね。学校だけ特別にやるっていう手もあるわけですね。私は逆にそういう考え方すれば私の提案の方法はリスクはないと思いますがいかがでしょうか。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 確かに議員が言われたような手法が全国的にもございます。ところが、実際に青森県内においても主力の手法はおおむね電話とウェブ予約でやっているというのが実情でございます、それが主流でないというふうに市としては考えてございます。電話予約についても、ウェブ予約についても、葛西勇人議員が作られた資料によって比較検討してみれば確かに当初の電話予約の混乱を来したということがございますが、今現在ウェブ予約と並行して受付している状況を見ますと、半数以上はウェブ予約で予約しているという状況もありまして、大分電話予約の苦情のほうも少なくなってきました。それから、今小学校中学校もワクチンの接種が拡大されて、全国的に見ても集団接種で行うのがいいのかどうかというような話題にもなっております。保護者の判断によっては子供たちに接種をさせないという親御さんもおられるようで、その集団接種によりその子供たちがいじめの対象になるとかそういう懸念もされているところであります。あくまでもいろいろな状況を判断して平川市としてこのような体制でワクチンの接種を行うという判断をしてございますので、御理解を頂きたいと思っております。

○議長（福士 稔議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 今子供、小・中学生の場合に受ける受けないで差別を受けるとかって話ありましたけれど、これ基本的に誰でも一緒なことだと思うので、あんまり説得力がないのかなと私は思います。電話、インターネット、それぞれのやり方でやって何とか進めていくということでしたけれども、今でも私のところにですね、電話がつ

ならないというクレームが寄せられています。来週の予約分を今週電話連絡しなければならないが、電話がつながらず、二、三日たつてつながっても予約がいっぱいでまた来週かけなければならないという市民の声も確かにございます。電話での予約は確かにワクチン供給が順調なので心配しないようにと市民に伝えても、本人がほかの方が予約が取れたとか接種したとの声を聞くと、不安になり焦ってしまうのが人間のさがだと私は思います。最初の頃は一日中電話の前においてかけ続けたという高齢者の方もおられました。そのために焦った市民からの間違い電話も多くなったのだと思います。とにかく市民が接種予約されないという不安解消、逆に言えばまずは予約されているという安心を与える予約方法を変えるべきだと私は考えます。確かにいろいろ問題はあると思いますが、原則を私の提案の方法にして、その原則じゃない、例えば特別なところは直していくという形で進めればよいと思いますけれども、市の見解を求めます。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 葛西勇人議員の御提案を踏まえまして、市としても検診のような体制について検討しましたが、今後準備に取りかかることなどにより今まで計画していた接種の計画に空白の期間が生じる可能性があるということで、総合的な判断のもとに、現状の接種の計画を維持したということでございますので、御理解を頂きたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 接種の計画もう立ててしまったので今さら直せない、よく分かりますけど、私も議員説明会のときにこの問題には課題があるということを伝えたいんです。でも強行した。そしたら案の定市民から電話がつながらないという苦情が寄せられた。何やって検討してるんですか。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） その苦情については市としても甘んじてお受けしてございますけれども、当市のみならずということは言い訳になるかもしれませんが、少なからずともそういう苦情については他市町村でも見られることでございまして、市としても、非常に市民の苦情を頂いておることもありますので、様々な点から考慮した上での今の計画ということでございまして、御理解いただきたいと思っております。

○議長（福士 稔議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） ほかの市町村どうでもいいんですよ。平川市の市民が今困っているから今質問しているのであって、そこがみんな電話予約しているから平川市もそうなんだ、みんないっぱい不都合があった、それはやっぱりちょっとおかしいんじゃないかなと思います。接種計画ができていますので今すぐ変更できないというのは分かりませんが、例えばこれから、64歳以下の方が接種するとき、私もサラリーマンだったから分かるんですけど、例えば接種するときにはやっぱり会社に対して2週間前までにはいろんな日程も調整して申請してそして休暇を取っているんです。今のやり方だと、接種予約が取れなければその人の計画が全部崩れていくわけですよ。こういうやり方はやめるべきじゃないかな、見直すべきじゃないかなというふうに思いますし、今インターネットの予約の話もありましたけれども、今だったらいいんですけど、これから市民が多くの方がアクセスするとまた集中してまたリスクが出てくるわけですよ。そ

ういうことを考えると、私はやっぱり今のやり方を見直すべきだと考えますけれども、市の見解を求めます。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） ただいまの御質問についてですが、1つ、2週間前までには一般的な企業においては会社のほうに休みを届けなければならないということについてですけれども、市としては今現在の予約の方法としては、向こう1週間、来週の予約を受け付けているという体制でございます。今の御指摘もありますので、今後、その予約の方法についても、2週間先、3週間先の予約ができないものかということについては検討してまいりたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） とにかく、市民に不安と負担をかけない接種方法になることを強く要望して次の質問に移ります。

平川ねふたまつり中止のプロセスについてです。これについて私は、答弁があったとおり、中止にしたことを特に責めているわけではないんですよ。半年も前からひらかわねふた連絡協議会が自分たちでいろいろと検討してきているわけでございます。そこに対してなぜ1回戻して、検討してもらってそれでも駄目だったということで、最終的に中止の決定ができなかったのか。先ほど市長も言いましたけれども、ねふた小屋のほう4月に造ってしまっているんですよ。ねふた小屋造る前に中止するっていうことは、ちょっと私は違うと思っています。その辺についてちょっと見解を求めます。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 中止の判断をした時期、それからひらかわねふた連絡協議会への対応ということでございますけれども、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、やはり日々刻々と感染状況が目まぐるしく変わっていたことが1つ、そしてまた、議員御指摘のとおり、昨年来、ひらかわねふた連絡協議会とは今年の祭り開催に向けていろんな方策を検討してきたことは事実でございます。

ですので、そういった面では事前に意見を伺うとかひらかわねふた連絡協議会に対して国や県のガイドラインをお示ししながら、意向を確認すべきだったというふうに思っていますので、そこら辺についてはお叱りを受けるところだと思っております。

もう一点、中止のタイミングでございます。これについては各団体側でそれぞれのタイミングがあらうかと思いましたがけれども、私どものほうで、全体的な意向確認というか、これまでの経験を踏まえればやはりそのねふたの発注であるとか製作に走るという時期がどうしてもやっぱりゴールデンウィーク、連休中だと受け止めておりましたので、連休前の中止をせざるを得なかったというところでございます。

○議長（福士 稔議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 例えば青森ねふた祭実行委員会ではですね、今月2日に実行委員長が会見を開いてねふた開催中止する意向を表明しましたが、以降も関連団体と協議して、18日に実行委員会で最終的に正式決定するという事になっております。私やっぱり平川市もこういうプロセスを取るべきだったんじゃないかなと思います。あとですね、平川ねふたまつり実行委員会の規約を見ましたら、ひらかわねふた連絡協議会が委員の中に入っていないことが分かりました。私はですね、今回みたいな事態も考える

と、やっぱり委員に加えるべきじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） ひらかわねふた連絡協議会を平川ねふたまつり実行委員会に加えるべきではないかという御質問でございますが、御承知のとおり、ねふたの当日の採点というか、順位づけ、選考ですよね、それについては当然平川ねふたまつり実行委員会の方が点数をつけているということから、そういった公平性の観点から、各参加する団体を平川ねふたまつり実行委員会の中に組み込むことは今のところ考えておりません。ただ、議員御指摘のとおり、こういったコロナ禍の状況の中で私ども取るべき対応というのがちょっとこうまずいところもございましたので、今後しっかり意見交換、情報共有をしながら祭り開催に向けて、来年度に向けてですね、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 私は3年前に徳島市の阿波踊りを巡って主催の実行委員会と踊り手グループが対立した問題を非常に危惧しておりまして、当市もそのようにならないようにしなければならないということで今回質問しておりますので、ぜひとも今後は決定までのプロセスを大事にして関係団体との協議をきちんと密にしたいということをお願いしたいと思っております。

では次の質問に移ります。市内飲食店等感染防止対策に伴う支援についてです。この制度についてなんですけど、まずこの事業は県からの協力要請があって始める事業なのかお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） この事業について県から要請があったのかという御質問でございますけれども、要請ではなくて、国が各都道府県にこの事業をやることを要請しているという情報があったものですから、当時圏域での感染症拡大であるとかクラスター関連の報道等ございましたので、いずれ県のほうから導入するように要請があるというところも想定いたしまして、当市においてはいわゆる山梨モデルなるものを参考にしながら、先行してやった事業ということでございます。

○議長（福士 稔議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 当市単独の事業ということですが、昨年2月の定例会で私の一般質問において市で個別、具体的に感染防止ルールをつくることを要望したところ、副市長より市町村対策本部長には県危機対策本部長のように感染防止対策の実施に必要な協力要請をする権限はない。県と足並みをそろえ、県から示された協力要請を推進していくことが当市の役割である旨の答弁がなされ、当市として個別、具体的に感染防止ルールをつくっても、対象者に協力要請ができない。感染防止対策として当市は県から示された協力要請をするだけであるとの認識を示されました。この点について、県から協力要請がないことと、この事業を実施することの論理的整合性があるのか、当市の見解を求めます。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 県からの協力要請、そしてまた当市が単独でやった事業との整合性についてでございます。葛西勇人議員が言われる協力要請というのは、恐らくそ

の法律であるとか、まん延防止措置の適用に関してかと思えます。そういった面からいけば、適用がされてませんでしたので、そこら辺の葛西勇人議員が言われる協力要請と、私どもが取った市単独の認証事業というのは全く別物だと私は理解しております。

○議長（福士 稔議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） であればですね、去年からやってほしかったんですよこの事業、本当は。市のできるのであれば。でもこういう答弁が来たのでできなかったんですよ。ちょっと私、もうちょっと理事者の中できちんと論理的整合性取ったほうがいいと思いますので、そこをお願いします。

あとですね、対象者。飲食サービス業、タクシー業、自動車運転代行業に対してなんですけど、なぜ今支援をしなければならないのか。例えば資料3のとおり、この対象者には平川市プレミアム飲食・交通券発行事業をはじめ、日帰り入浴プラン助成事業、平川市内事業者事業継続応援事業などを実施しています。タクシー業に至っては今回の新型コロナワクチン集団接種会場への市民の移動とか、尾上地域予約型乗り合いタクシー実証運行事業などでも利用しています。私は本事業は過剰な支援事業ではないかと思いますが、市の見解を求めます。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 本事業が過剰な支援ではないのかということでございます。この事業に関してはいわゆるコロナ禍の中で経営が悪化している飲食店、それに絡むタクシー、運転代行業者、ここは間違いなく売上げが減少しているということは事実でございます。いま一度そこら辺の事業者に対する継続を支援する必要があったこと、それからこれらの業者に対してはいわゆる感染リスクが一番高い事業者であるということとを鑑みまして、このような制度設計を行ったものでございます。

○議長（福士 稔議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 当市の飲食店事業に関しては個人事業主が多いんですよ。ですから私いろいろな方に聞きますけれど、今すごく苦しいということは特に話されてるところってそうないんですよ。この間新聞で、東奥信用金庫が発表した今年3月下旬の当市を含む弘前市・黒石市・五所川原市・大鰐町・藤崎町・田舎館村にある事業所291社を対象に業務用調査レポートが出ました。業種別では小売業のみやや改善し、飲食業・運輸業が横ばい、不動産業・卸売業・建設業・製造業がそれぞれ悪化し、深刻な状況が続いているとのことでした。市内の事業者に緊急的な資金援助が必要ということであれば、去年の平川市内事業者緊急支援事業のように、対象者ほかにも拡大して実施すべきではないかと私は考えますけれども、見解を求めます。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 昨年やったような事業者継続支援、これらを活用し、もうちょっと範囲を広くしたらいいのではないかと御質問でございますが、先ほど来、答弁で申し上げましたとおり、この事業実施する際に県内複数の圏域でクラスターが発生しており、近場のほうでも発生していたということもあったことが1つ、そしてまた変異株、こちらの感染拡大傾向にあったことを踏まえまして、まずその感染リスクが一番高いとされる飲食、それからそれに係るタクシー、運転代行、それらを対象にして事業を早急に着手したということとありますので、御理解をお願いいたします。

○議長（福士 稔議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 私とちょっと議論がかみ合っていないんですけども、私は今の3つの対象事業はそんなに切迫してるとは思っていないんですよ。そう思ってるんです私。なので、ほかの事業者のほうが大変だと思っているので、やっぱり今回この事業、感染防止とその支援事業2つ合わせてしまっているというところに無理があると思ってるんですよ。今経済部長言ったとおり、感染防止対策これ必要です。なぜかといえば、プレミアム商品券も日帰り入浴も全て期限が決まっちゃってるんですよ。延長できないはずなんです。なので、そっちをまず注力していく。県がやる前にとにかくそこはやって、その事業が駄目にならないようにやっていくというのが本来の姿ではないのかなと。支援事業でお金をばらまくのはよく市長言ってますけど、ばらまきはやらないって話なので、私はばらまきであるべきじゃないというふうに思っておりますので、その辺のところをですね、ぜひとも考えていただいて、やっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。市税等に係る口座振替の問題についてです。私はですね、今後このような問題が発生した場合はきちんと原因とその対策を公表するべきではないかと思っておりますので、これについてはお願いになります。今後ですね、対策の確認はどのような体制で行われるのかを知りたいんです。再転入者の場合、過去のデータを参照するためにそれにひもづけられた過去の自動振替データもリンクしてこのような問題が発生していると考えております。そこで再転入の場合過去のデータを参照しない、あるいは参照するにしても自動振替データをリセットして自動振替依頼書を取り直して口座名と給付金の種別を再確認するなどの対策も入ってると思うんですけど、その辺のところは検討されて答えを出されたのでしょうか、教えてください。

○議長（福士 稔議員） 企画財政部長。

○企画財政部長（西谷 司） まず対策の確認でございますが、それぞれの税目によって全て賦課期日やそういった納期限等異なっておりますので、確認自体も皆一様に統一されたものではございません。ただ今回のように再転入された場合、不具合が起きたということについて、やはり問題化すべきであって、私どものほうでもですね、まず市民課窓口のほうにお越しになられた際に、またその方の宛名番号が間違いなくということがまずきちんとされているかということを確認しました。その点についてはですね、税の担当、あるいは窓口担当のほうでもそのやり取りについてはどうしようもない、確実なものであると確認してございます。ですから今回のように、過去の旧町村時代からのデータ引継ぎされたものに誤りがあったというのは、その改めて日の目を見たときに、異動の事実があったときに、そこをもう一度確認するという方法を取りながらできる限り最善を尽くしてまいりたいというのが当方の考え方でございます。

○議長（福士 稔議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） システムの問題であればシステムを改修するということですけど、今おっしゃったようにもしヒューマンエラー起こしやすいような業務ということであれば、ぜひともそういったところをきちんと対策、いろいろと資料なり作るなりして注意していただければと思いますので、再度こういう問題が起きないように、ぜひとも注意をしていただきたいと思います。

それでは最後に、サッカー場の新設について質問いたします。サッカーの国内での推

計実施人口は資料4のとおり約436万人であり、日本を代表するスポーツとなっております。当市でも中学校以下のサッカー競技者は100名を超えており、当市で多い野球、ソフトボールの競技者数に迫っております。また、青森県のサッカーレベルも、青森山田高校が全国大会で優勝したり、野辺地町出身の柴崎 岳選手も日本代表として世界的に活躍するなど、全国のトップクラスに上がってきております。また当市も尾上サッカークラブがJFA U-12サッカーリーグ2021青森県あすなろサッカーリーグ1部に入るなど、大活躍をしております。さらに市内サッカーチームは子供が小さい頃から指導して頑張ってきております。私は将来当市から柴崎 岳選手のようなスーパースターが輩出されるのではないかと夢を膨らませているところでございます。元日本代表の中田英寿さんは、ある講演でサッカーレベルが上がるために必要な条件はその環境を整備することにある旨の発言をしておりました。サッカー場の条件に合った専用の競技場をすぐに新設することは難しいことは重々承知しておりますが、ぜひとも今後検討をお願いしたいと思っております。

そこで1つ提案があるのですが、現在の平川市陸上競技場のトラックの内部の天然芝を人工芝にできないかということです。現在の平川市陸上競技場では、スパイクを使用する練習は不可、中学生以下の試合に限定してスパイクの使用は可となっております。そこで、人工芝にすればサッカーの練習も通年使用できるようになりますし、またJリーグなどの試合は観客数の関係等でできませんが、高校生以上の試合もできるようになり、活用の機会が増えると考えます。新設ができないのであれば、スポーツ振興くじ、t o t o助成事業なども活用して、ぜひトラック内部を人工芝にさせていただきたいのですが、市の見解を求めます。

○議長（福士 稔議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 葛西勇人議員御指摘のスポーツ振興くじ助成金、いわゆるt o t o助成金ですけれども、助成対象事業として、グラウンド芝生化事業やスポーツ施設等整備事業などがありまして、新設の場合、助成金は補助対象経費の3分の2で上限が2,000万円となっております。また、老朽化に伴う大規模改修等であれば、補助対象経費の3分の2で上限が1億円となっております。しかしながら、助成金を利用したとしても多額の負担が必要となることから、市としては、現在ある施設の有効活用を図っていきたいというふうに考えております。葛西勇人議員御指摘の陸上競技場のフィールドの人工芝化、人工芝にしてはどうかということでございます。仮に、陸上競技場のフィールドを人工芝に改修した場合、こちらのほうは陸上競技で使用している人の併用はできませんので、サッカー専用としてしか使用することができないということ。もう1点、人工芝化にした場合もおおむね1億円程度の予算が必要であると。これにt o t oの助成金を活用したとしても、それ相応の費用負担となるということから、今現在は考えているものではございません。

○議長（福士 稔議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 今平川市の陸上競技場のトラックの内部が、今お金の話もありましたけれど、いろいろとほかでも使用している、例えば分からないですけどハンマー投げとかやり投げとかもあるのかなと思いますけれども、今そういったところであそこ使ってるのってどのくらいあるものですか。教えていただけますか。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） フィールドということですね。その中。ふだん平日も夜間もそうだけれども、土日、特に土曜日の午前中は市内の中学生はもちろん近隣の中学校、高等学校、そういうところの陸上部が練習しに来て、トラックだけでなくフィールド内もトレーニングに使用しております。サッカーが平日2日間、夜使っております。それから陸上クラブも平日夜2日使っております。それから土曜日、日曜日、地元の陸上クラブが半日使っております。そのほか、弘前市内の高校とかも弘前で陸上の練習が不十分、弘前の運動公園ですね、ということで予約を取ってこちらに来て練習というふうな使い方もしております。ハンマー投げ、やり投げについてはこの中にはやれないことに規則で決まっていますので、そういうものには使っておりませんが、小学生の場合ラグビーボール状のものを投げる種目もあります。それから中学生ではロケットの飛ぶような形、やり投げの短いのですね、そういう競技も正式にございまして、そのための練習はかなり頻繁に行われております。

○議長（福士 稔議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 今のそれぞれの団体の練習なんですけれども、これ人工芝じゃ使えないものなんですか。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 人工芝については私もあまり触ったこともございせんが、下の硬さとかそういうものに関して、やはり陸上のトレーニングの場合にはあまり硬すぎると走るにはよくないということで、天然の芝とか、土が本来であればいい練習場所になっております。ですので、人工芝じゃないと駄目かというそれは何とも今の段階では分からないですが、可能だとは思いますが。

○議長（福士 稔議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） もしも人工芝だといけないというのであれば、例えば平賀多目的広場とか、尾上多目的広場とか、そこ使ってもいいんじゃないですかね。どうでしょうか。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） それは陸上の練習ですか。フィールド。こちらでは、あまり多分考えないと思います。多目的広場のイメージとしては球技とか野球・サッカーですね、そういうのが使う主な場所かなというイメージなので、わざわざそこ予約してそこ行って練習というのは陸上関係ではほぼ皆無です。

○議長（福士 稔議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 陸上のほう、ちょっと言い方があれですけど、例えば学校でもいいし、土のところっていっぱいあると思うんですよね。そういうところを使うのであれば私はいいのかなと思うんです。サッカーだけはですね、とにかく練習場がないんです。例えばその平賀多目的広場とか尾上多目的広場って入ってますけど、ほとんど野球・サッカーなんですよここね。で、サッカーだとスパイク使えない。スパイクを使えないってことは、子供たちは試合感覚が維持できないわけですよ。なぜそういったところ造ってあげようと思わないのかがちょっと不思議でならないんですけれども、その辺のところいかがでしょうか。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 土に関しては、普通の中学校や高校も主に学校のグラウンドでやっております。なのでそこはもちろん土です。尾上中学校でもどこでも、平賀東中学校、平賀西中学校でも、碓ヶ関中学校でも。それをベースとして休みの日に時間たっぷりあるので陸上競技場に来て練習という部活動の団体が多いです。ただ、土と、陸上競技場のオールウェザーっていうんですけども、スパイクのピンが陸上関係では違うのでそれを交換する手間が非常にありまして、子供たちは土用のスパイク一足、オールウェザー用のスパイク一足というふうに準備している子供もあります。もちろん取り替えピンを取り替えて使うという場合もありますが、平賀西中学校の場合はそこまで経済的に余裕ない子供であれば、学校の土のグラウンドではオールウェザー用のスパイクシューズはもったいないので使わないで、ズックで練習していると。そういう例もあります。それからスパイクについては小・中学生は天然芝でやれています。5月ぐらいから芝が生えそろっていますので、それまでは駄目ということで、大人、高校生以上はさらに体重が重いということで、芝の傷みが激しいということから、大人の場合は全て駄目ということにスポーツ協会のほうで取り決めしているようです。

○議長（福士 稔議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 今詳しい話がありましたけれど、それであればやっぱりサッカーでスパイクを履いてやれる練習場ってないんですよ、平川市内。ここは事実なんですよね。でも陸上とかはもちろんフィールドはあります。フィールドっていうかトラックありますよね。そこは使えるんですけど、内部のところで使うときは別に陸上競技場じゃなくてもいいわけですよ。ほかのところでもいいと思うんです。なので、私としてはやっぱりですね、この平川市の陸上競技場のトラック内部に人工芝を造ってほしいというふうに思いますので、それをお願いして、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 1番、葛西勇人議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため、午後1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（福士 稔議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第3席、15番、工藤竹雄議員の一般質問を行います。

工藤竹雄議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

工藤竹雄議員、質問席へ移動願います。

（工藤竹雄議員、質問席へ移動）

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員の一般質問を許可します。

○15番（工藤竹雄議員） ただいま、議長から一般質問の許可を得ました第3席、15番議員の工藤竹雄です。

質問の第1は猿賀公園の維持管理について。猿賀公園は、自然環境と歴史を生かした市民の憩いの場であり、季節ごとにイベントも行われ、市内外の観光客を含む多くの人が訪れる公園であります。園内の実態を把握していると思いますが、現在の維持管理

の状況、管理する上での問題点、既存物を含むそれらの対応策を市長に答弁を求めます。

○議長（福士 稔議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 工藤竹雄議員御質問の猿賀公園の維持管理についての御質問にお答えいたします。市では、公園施設を長期的に使用できるよう計画的に更新・改修を行うとともに、老朽化に対する安全対策と維持管理経費の縮減化を目的に、平成22年度に平川市公園施設長寿命化計画を策定しております。現在は、この計画を基に施設を維持管理しております。また、園内の清掃や植栽管理については平川市シルバー人材センターに、そのほかの日常的な管理については市職員で行っております。

猿賀公園は、昭和52年に整備されて以来約40年が経過しており、定期的に維持補修を実施しているものの、徐々に施設全体の老朽化が進んできていると実感しております。市では今年度、これまでの公園施設の更新・改修状況を踏まえ、現在の健全度を把握し、平川市公園施設長寿命化計画を改定する予定であります。完成した際には、公園の実情が反映された、新たな計画を基に施設の改修を進め、市民のみならず、多くの人に親しまれるような安全で安心な公園を目指し、維持管理を図っていきたくと考えております。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） この公園の清掃等については、平川市シルバー人材センターに委託をされていると。この平川市シルバー人材センターについてお話しはしませんけれども、ただいま平川市シルバー人材センターでも非常に人が少ないと、作業員が少ないというような困っている状況でもあるんです。答弁の中で縮減化という言葉が出ました。この縮減化って何の意味なのか。市長のキャッチフレーズであるスピード感を持って現場を見ると。皆さんも知っているとおりに、あそこにある木製のベンチであります。見てのとおりにもう腐ったり板が抜けたりの状態であります。木製ですので古くなるとどうしても色が汚く見える。そういうのまたペンキ塗りするとか、そういった方法もいっぱいあると思うんだけど、なぜ今までそういうことに手をつけないのか。この縮減化って何なのか、併せて答弁願います。

○議長（福士 稔議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 猿賀公園の維持管理経費に関する御質問かと思っておりますけれども、縮減化という表現はさせていただきましたが、猿賀公園の維持管理の経費については、例を申しますと今年度予算でいきますと、5件で約834万2,000円となっておりまして、とは言いながらも、市長答弁にも出てまいりました平川市公園施設長寿命化計画、これに計上されております都市公園は8施設ございますが、猿賀公園の維持経費が一番高いものとなっておりますので、縮減化と言いながらも猿賀公園については大分できる範囲のことをやっていると思っております。

あとスピード感ということでございます。スピード感ということについては、今の平川市シルバー人材センターの日常管理はほぼ毎日行っております。トイレの清掃であったり、草刈りであったり、業務それぞれを全部見ますとほぼ毎日のように行っております。ですので、何か異常があれば平川市シルバー人材センターの方から連絡が入りますし、あと平川市観光協会、あちらのほうでも時には連絡・通報が入ることがございます。それから職員のほうも1週間に1回程度は常にパトロールしている状況でございますので、異常の際はそれ相当に対応しているということとっております。

あと例が出ましたベンチの修繕でございます。ベンチのほうは過去の実績を申しますと平成25年に5基、平成26年に6基、令和2年に37基、今年度17基、木部の塗装であったり、取換えであったり、修繕の予定をしております。確かにベンチについては今の実績でも分かるとおり平成26年から令和2年のこの間少しブランクがありますので、ここについては私どもも反省するところでございますけれども、今後また公園内の施設については老朽化もしておりますし、いつ何どき破損があってもおかしくないのも、その辺はパトロールを強化して迅速に対応したいと思っております。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 通年観光で猿賀公園がすごく人出が多いんですよね。いつかのねふた、平賀のねふたまつりは、何万という、それは多いです。ただ通年で考えたとき、猿賀公園の入り込み数ってのは多いんですよ結構。それで今言ったみたいにね、詳しく言わない、縮減化、できるだけお金を出不さないようになってこういう予算計上だと思っただけでも、ベンチじゃあ何年前から破損してるの。全然やってないじゃないですか。それで見てると分かるとおり、枯れ木、大きな桜の木でもいい、その樹木の枯れ木、病気のついてるものもあるだろうけれども、これ平川市シルバー人材センターに預けてもできないでしょ。高台にあったり、木が大きくて。これっていうのは、業者でないとできないような感じしますよ。現にあの枯れた桜の木何本あるか知ってますか。大体ですよ、太いのもあれば高い木の枝にもずっとついてます。恐らく現場見てみて分かると思っただけでもその点ちょっと教えてください。

○議長（福士 稔議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 園路内のその枯れる寸前の桜の本数ということでございますけれども、申し訳ありませんが実数量は把握しておりませんでしたけれども、先日も倒木、これは桜ではありませんでしたけれどもありまして、それについても、猿賀神社と協議して実は園路の中でも神社が所有ではないですけども御神木として持っているものも数本ありまして、切る際はどんな木であっても一旦は協議しているという状況でございます。私が把握しているのは去年児童公園、遊具を整備しましたけれども、あそこの園路付近、あそこ数本もうほぼ寿命が来て、弘前公園並みに根のほうを手当てすれば大丈夫なんだろうけれども、今の状況であれば枯れていきそうな木が数本見受けられたのがありましたけれども、今現在私は確かな本数としては把握しておりませんでした。申し訳ありません。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 神社の関連が云々でなくて、今まで平川市シルバー人材センターでやってたんですよ、一本はしご使って届くところは。それで収まらないんですよ。クレーン車持って行って、伸ばしてやらないと駄目だから、平川市シルバー人材センターだば無理だろうと。けがしても何にもならないから、そういう専門職を取りなさいよ。その考え正しい。今までやってないんですよ。ただ神社の神木とかなんとかと逃げた答弁しているけれども、そこまで関係してないんですよ。今までやってるの。現に何年もやってないからどうなんですか。維持管理どうやってるんですか。入り込み数だって正式に何人ですかって聞けば答えてくれると思っただけでも、あくまでも、通年で通うお客さんがいるんですよ、観光客が。そのためにも、立派な公園にしていきたい。そ

れだけ手入れしているんだから。間に合わないのであればそれまた業者を考えて、的確な処理することが大事であるし。

もう一つ、通路の関係。そしてまた落葉樹がいっぱいありますけれども、これ能力アップするに、市で購入して、貸し出すブローアの購入がないのか。これを買って、平川市シルバー人材センターに通路だけでも、いわゆる風を送る機械ですよ。そうすると、人数も少なく、それ余った人またほかの必要な人に平川市シルバー人材センターが人を回せると。市長、首かしげているけれども、そのぐらい買ってあげてもいいじゃないですか。逆に言うと経費が若干落ちるかも分からない。人数がその分不足しているんだから、それを機械だってそんな簡単に1年、2年で悪くなるわけではないし。何年ももつということなんです。いわゆる集じん機、風を送って集めるということですよ。小さな枯れ枝、葉っぱでもいっぱいありますよ。それをほうきだづがさ熊手だづがさでやるよりも、市で用意して貸してやる。そのぐらいあってもいいんじゃないのかな。皆お互いに困ってるんだからそういうのを用意してお互いに助け合うことも重要であると、そういうふうに思っております。まあ私ただネットで調べたらこれが背負ってやるやつね。あと普通のこれ充電式かな。充電式の小さいやつ。充電式だからすぐなくなってしまうので、そういったことを考えて、お互いの得策を考えることが私は大事だと思いますよ。お互いに助かることですから。その点について御答弁願います。

○議長（福士 稔議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） ただいまの御質問の2つございましたけれども、まずは木の伐採の件ですけれども、これについては現場調査して先ほど来申し上げている長寿命化計画の中で、どの部分を整備していかないといけないのか、建設当時はある程度間隔を広げていたものが、今現在となっては大分枝張りも出て込み入っております。その辺もありますし老朽化のこともありますので、そこは伐採などで整備すべき部分はどこなのか調査した上で、長寿命化計画にのせていきたいと思っております。

あともう一つありましたブローアの件ですけれども、機械については、今現在も市で所有してございます。この市で所有している機械を使いながらやった場合の経費がどうか、あるいはこの機械はほかの課でも使ってございますので、そういう頻度の問題でありますとか、あと平川市シルバー人材センター側に、これも含めた形で委託した場合に経費的にどうなるのか、その辺の部分を考えて作業工程もそうですけれども、考慮した上で、今後ブローアでやるのが妥当なのかどうかを判断していきたいと思っております。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） では質問の第2に入ります。教育行政について。

1980年代の詰め込み教育から20年ないし30年。新学習指導要領と学校完全週5日制が4月から全面実施されました。これは平成14年の4月からであります。従来の学習内容が3割、授業時間で70時間程度減らし、ゆとり教育・総合的な学習時間に活用され、自ら課題を見つけ、創造性、自ら学び、自ら考え、個性、生きるための力を育むことが目的とされ、学力低下を懸念する声や批判に「学びのすすめ」を誕生させ、授業を十分理解できる子供に、さらに学力を伸ばす習熟度別授業を取り入れ、授業で理解できなかった子供には、放課後に補習授業をさせ、宿題を増やし、家庭学習の習慣を身につけることを求めていました。PISA国際学習到達度調査において、学力格差などが問題とな

り、脱ゆとりへと方向性が変わり「学力向上アクションプラン」において、授業時間数を増加し、1980年代の水準となるまで戻ることとなりました。そこで質問をいたします。個に応じたきめ細かな指導の充実を図るため、教育委員会で長く取り組んでいる学習指導要領に基づいた学校教育に、学習支援員の役割は重要であります。そこで、学習支援員の活用について伺いをいたします。

まず、学習支援員は、いつから、どのような人を任用し、また任用期間の設定はあるのか伺います。ちょっと訂正させていただきます。最初の質問、①学習支援員について、抜かしたような感じでしたので、入れてください。申し上げたらそれで結構です。個に応じたの前に学習支援。①の質問です。

②学校ICT支援員について。学校ICTについては、令和2年度よりその推進が急激に加速していることと受け止めています。今後の教育現場において、キーパーソンとなるのが学校ICT支援員であると認識しています。また、ICTは新たな教育の技術革新とされ、国が目標としている「多様な子供たちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む学び」としたGIGAスクール構想の中での、市が想定する学校ICT支援員の在り方について伺います。学校ICT支援員とは、資格を必要とする職種なのか。また、どのような役割を担うことを想定し、導入する期間はどの程度を想定しているのか。さらに、市として、どのような人を配置する計画なのか、以上、教育長に答弁を求めます。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） まず、学習支援員についてお答えいたします。

学習支援員は、授業において、担任だけでは目の届かない児童生徒の学習指導に関して支援し、学力向上につなげるため、平成18年の合併当初より事業を実施しています。当市では、教員免許取得者であることを条件に公募し、応募者と面接試験を行い任用しております。令和3年度は、過去に教職員や学習支援員として勤務されていた経験がある方を、学習支援員として小学校12名、中学校7名、計19名配置しております。

任用期間については、1年度ごとに任用しております。令和3年度は、小学校は、令和3年4月8日から令和4年2月28日まで、中学校は入試が関係しておりますので、令和3年4月8日から令和4年3月4日までとなっております。

続きましてICT支援員についてです。はじめに、ICT支援員の資格についてお答えします。ICT支援員は、特定の資格を必要とする職種ではございませんが、ICTを活用する能力や学校関係者とのコミュニケーション能力など様々な実践的能力が必要となることから、これらの能力や適性を評価するために、民間団体が「ICT支援員認定試験」などを実施しております。

次に、役割についてですが、ICT支援員は、学習支援員のように教職員が行う教科ごとの授業自体を支援するのではなく、授業におけるICTの活用によって、教職員の業務負担とならないよう、専門的な視点から支援することを役割としています。具体的には、学習時における授業計画の作成、機器メンテナンス、環境整備、それから先生方の研修の準備や企画支援など、ICT導入で必要となる様々な問題を解決するために、学校現場において直接、児童生徒や教職員をサポートするものであります。

期間についてですが、今年度8月から令和4年度末までを予定しております。この期

間の中で、教職員の研修なども行って、学校ICTに係るスキル向上を図りたいと考えております。また、本市では、ICT支援員の配置を業務委託する予定としておりまして、各学校に派遣する人材について、ICT支援員認定試験の合格者か、または同等以上の能力を有することを条件としたいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） まず①の学習支援員についてであります。先ほども言いましたけれども、子供たちに生きる力を育む上で「確かな学力」を身につけさせることを目標に掲げた文部科学省の「確かな学力」とは「思考力・判断力・表現力」が測られた内容なのか。ちょっとお答えください。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 「確かな学力」とはまず、「思考力・判断力・表現力」等が測られた内容です。それだけでなく、基礎的・基本的な知識とか技能とか、これからの子供たちに必要な学ぶ気持ちですね。意欲も含めた幅広い学力のことを「確かな学力」といいます。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） そうするとね、「確かな学力」を身につけさせることがそんなに簡単なのか。学習支援員が改めてまで平成18年から学習支援員ですよ、実施されているのが、これが何年も続くわけではない。再任用されたりなのかということなので。この学習内容等の施策の考え方、活用というのはどういうふうに、教育長は考えていますか。学習支援。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 生きる力ですが、変化の激しいこれからの社会を生きる子供たちに身につけさせたい確かな学力、それから豊かな人間性、健康と体力、これらの3つの要素からなる力となります。ですから、確かな学力は生きる力を育むために必要な能力の1つと考えております。その内容は幅が広いため約20年も前から示されてきたものではあります。身につけさせることはなかなか簡単にいくものではありません。その上に、このたび改定となった新学習指導要領の基本的な考え方、社会に開かれた教育課程の重視、それから知識、理解の質をさらに高めて確かな学力を育成すること、豊かな心や健やかな体を育成すること、これらのことを踏まえ、個に応じた指導、きめ細かな指導が不可欠でありまして、このためにも学習支援員の役割も非常に重要なものとなっております。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） じゃあ今、学習支援員の教科は何を担当されていますか。英語、数学、その他全般ですか。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 小学校では教科に限っていいですと国語、算数、やはり基礎基本となるような教科になります。さらに学年でいいですと主に手のかかる一、二年生に配置していることが多くなっております。中学校の場合は英語、あるいは数学、もちろん国語、そういうところに入っております。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） じゃあもともと支援員ですから、今、新しくできた「社会に開かれた教育課程」というのは、そういう進歩となる社会進出だと。これ教員の方、あるいは支援員の方、みんな力合わせてやっているんだろうと。そういう中でもこの支援員というのが本当に大事だなと、そういうふうにいるんですよね。さっきも言ったけれどもきめ細かな指導、このきめ細かな指導ってどういう方法で取り組んでいるのか。また全般に読んだと思うんですけども、この指導の取組「活用利用する」のかな、その点ちょっと教えてください。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） きめ細かなという点に関しては、各学級を見ますと子供たち、勉強についてが主になるんですが、上位の子、中位の子、下位の子、下のほうですね、主に下位の子のつまずきを見つけ出して、ちょっと抽象的になりましたが、簡単に言いますとその子の隣に座ったり、近づいて行ってその子が「あれ、頭ひねってるな。」とか、そういう場合は「どこ分からないの。」と具体的に聞いて、「ここ。」と言ったらヒントを出してあげるとか、そういう活用の仕方です。同じ時間内でその子ばかりについてもいられませんので、学級の先生から聞いている別の下位の子、そちらはどうしてるのかなというふうに行って、先生が一斉指導の中でやっぱりちょっとついていけない子が何人かおられますので、その子何人かというふうに絞って、1時間の中で勉強を見てあげる、教えてあげる、ヒントをあげる。それらをいわゆるきめ細かな指導と考えております。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） そういう結果・効果を検証してみてどうなのか。そういう活用方法、指導方法、実際目の当たりにして効果はどういうふうに出てますか。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 現れております。それは間違いなく、子供もその声をかけてもらうところで分かったり、納得したり、満足したり、そういう勉強だけでなく、気持ちの面でも非常に効果があるし、それが得点にもやがてつながっているものと考えております。それから子供たちだけでなく、先生たちの支援という意味からすると、一斉に授業やってる中で、目の届かないって部分、子供は必ずおりますので、その辺については、その支援員さんが活躍してくれることで、学級担任の先生の負担軽減にもかなりつながっていて、大変いいものだと考えております。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） そしたらICT支援員のほうにちょっといきます。さっきの答弁でいくと、授業等の計画サポートするだけだと。ICT支援員はね。特別な資格を持っているわけではない、そういうふうなことで、これ期間、2年間でよろしいですか。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 今年は8月から来年度の3月までですので8か月プラス12か月なので20か月ということになります。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） この20か月で、一種のどっかで習ってくるような専門、特別の資格はない、それでも専門的な能力を持った人だということなんですけれども、じゃあこの人いなくなっちゃうと、あと教員がやるしかないんですよね。で、教員そこまで

授業の計画からサポートやる。なんぼもできると思っておりますか。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 全員そうなるということはかなり難しいかと思いますが、学校の中にもそういうICTに長けた先生方もおりますし、視聴覚担当の先生もおります。その方々はもともとパソコンやらICTやらにかなり精通しておりますので、その方たちを核にして、それから各先生方にこのICT支援員が加わってきた、これからやることを広めていって、かなりレベルを上げることは可能だと考えております。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 十分な指導がかなえられるのかという疑問あって尋ねてるんだけど。教員の件でね。本当に実践的にどうなのかな。実践的に本当に子供たちに間違いなく可能なのかな。その点はどうか考えですか。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 1日のうちでどのくらいICT機器を使って授業を行うかというのはこれから検証されていくと思うんですが、全ての教科でやるわけではございません。例えば1日に国語と算数、中学校でいったら数学ですね、この1時間プラス1時間で2時間ほどその教材や教科書開いたときの教材にある部分を映像で取り出す、画像で取り出す、それからタブレット操作させる。そういう部分は教師の仕事になってくると思いますので、十分かなえられると思います。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） それでちょっと教育長に過去のことはおかしただけでも、ゆとり教育の中で、先ほどもおっしゃいました、それで教育長は現職の教員であったと。そのときはどういうふうな指導されてたんですか。できる子にはそれ以上のこと、もし理解できなかった子供にはどういうふうにされて来たのか。ちょっと過去のことも尋ねてみたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 学級を持っていた頃はやっぱり放課後残しました。それから宿題に関してはもしかしたら多めに出了た可能性もあります。一時期ゆとり教育というのがございまして、そのゆとり教育に力を入れたためにPISAで国際的に日本の学力が下がったという時代もございまして、また時数今増やしておりますので、もしかしたらさらに下位の子が増えている可能性もないことはないかと思えます。もし私が今現職でしたらやはり放課後残す、そういう方法がいいのかな。それから授業中であっても、やはりそういう何人かの子を中心的に見ていって、今学習支援員さんもおりますので、学習支援員さんに「ちょっとあの子見て。」と指示も出すこともできます。具体的にどうしてきましたかというのと、やはり残してやった覚えがあるな、宿題ちょっと多めにやったかな、かえって負担かけたかもわかりませんが、学力を高めないといけない時代と言われておりましたので、もしかしたらがむしゃらに教え込みやっていたのかもしれない。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） まあ結局今も新しい指導要領ができて、どうしても遅れる子、理解できない子はいると思いますよ。やっぱり今の子たちにもそういう放課後、授

業をさせる、望むという教育長の考えですか。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 今はですね、それはもちろんやれば駄目ということではございません。時間があるのであれば幾らでもやらせたいしやりたいと思います。学校の先生誰もがそう思ってますが、部活動に今度関係してきて、部活動に行かないといけない、放課後仕事がまだたまっている、ですから十分そういう子供と接する時間が取れない時代に今なっているんですが、少しずつ部活動の講師を外部から招くとかそういうので先生たちの時間を作るようにしておりますので、放課後指導する、教える、残すというのはこれからますますやりやすくなっていく時代かと思えます。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 放課後授業でもね、教員がつきっきりで物事を教えるならいいんだけど、ただテキストみたいな預けてやっておきなさいと。教員がその場に行かない、やらせておいて時間たったら来て、できましたかどうかと。ただそのやり取りであっては意味がない。教員がそばにいてしっかりと教えていく。その放課後授業ならいいけども、子供たちに預けっ放しのやり方であればですよ、どうなのかな。今までもあったような気がするんだけどその辺についてはどう。記憶にありますか。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 今までは恐らく工藤竹雄議員御指摘のようなことがあったとは思われます。ですからほかの用事があって、また部活動の話出しますけれども、部活に行くと、残しておいた子を部活の途中で見に来るとか、ですから先生方が多いので、そういうことが今まであったかとは思いますが。ただ、これからはそういう状態を作るとは安全上の問題からしてもこれは絶対やってはいけないことで、必ず先生がついていないといけない、安全面を保証してやらないと、事故があったときのこと考えますと、もちろん本当に気をつけないといけないということになります。そこら辺は校長先生の方針っていうか、必ずついていてください、とそういうような確認をしながらやっていくものと思えます。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 今児童生徒1人1台タブレットパソコンを使ったICT学習を進める上で、子供たちの視力の悪影響っていうのはどういうふうに考えてますか。悪影響あるのかなのか。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 御指摘のとおり、視力については十分考えていかないといけないことだと思います。文部科学省が示した「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」によれば、学校での利用時間程度であれば、健康面への影響は生じないと考えられております。しかし教育委員会では、利用する環境や時間など、児童生徒の健康には十分留意しながら、学校ICT運用に努めてまいりたいと思います。もし今後、最新の医学的見地に基づいた対応が必要となった場合には、速やかに対応してまいりたいと思っております。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 一通り質問的には終わったわけですがけれども、関連しますの

で①と②、これちょっと一括で質問したいと思います。新聞でも報道されました全国の学力テスト。今年のですね。小学校6年生と中学校3年生を対象にした全国学力学習状況調査の全国学力テストにおいて、学習支援員・ICT支援員の重要性和、思考力・判断力・表現力を測る、教員に指導方法の改善を求めているような文面もございました。また、コロナ禍で浸透したテレビ会議や電子メールなどの実生活に関わる出題など、新学習指導要領のGIGAスクール構想やオンライン学習など、当市の取組実現は初歩である中での学力テストは子供たちに相当の影響を及ぼしたと考えられますが、教育長の見解を伺います。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 先日5月27日、全国学力学習状況調査が実施されました。今回は質問紙、調査の中で学習意欲の変化などコロナ禍の影響も調べることとなっております。また平川市においても昨年の12月に学力調査を行っております。継続的な調査を行うことにより、学力状況の推移を見ていくという側面もあり、実施したところです。学校に関わった事業の中止や各学校の行事の見直し、関係者の方々の努力によって、全体としては大きな影響は見られておりません。しかし、個人的な習熟度や数字には現れない心や体への影響は大きいと思っております。その点については各校で学びを止めない、感染予防対策や道徳教育の充実によって補っているところです。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 昨年はコロナの影響で中止になっていたはずだと思います。その前、過去には何回もテストあって、平川市の小学6年生それから中学3年生、県の平均のちょっと上位かな。ばらつきあると思うんだけど、ただこの結果はどうですかとこの前ちょっと尋ねたら、個人情報関係で出せませんと。各学校単位でもできないかと聞いたらいけないということなので、こうした支援員を平成18年から取り入れて、果たしてどれだけの各学校の結果が出てくるのかな。確かに学力テストがいいからだけの問題ではないんだけど、どうでしょう。今まで過去、それ設けてから、学力テストを年々やってるテストが上昇、点数的には学力向上、上向きになっているのかどうか、その点もし分かったら教えていただきたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 学力調査の関係、近年の推移についてお答えをさせていただきます。先ほど工藤竹雄議員からもお話があったとおりなんですけれども、小学校6年生、国語と算数を実施しまして、国語は全国平均を大きく上回って、算数は全国平均と同等であったと。算数についてはですね、やっぱり活用する力を伸ばしていく必要があるというふうな検証になっております。

そして中学校3年生、こちらの方は国語、数学、英語。国語と数学は全国平均と同等となっております。英語は全国平均やや下回っていて、基礎的な学力と活用する力をつける必要がある、ということでありまして、徐々に上がってきているというふうな状況でございます。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 1年生でも市当局においても教育には相当の予算をつぎ込んでると。教育には力を入れているということには事実間違いございませんので、それで

応えられるように一生懸命努力をしていただきたい。私も今回の新聞で学力テストがこんなにまで世間一般の問題が出たというのが初めて、こう新聞で見たりしているんですけど、大分世の中も変わったなど、そういう意味でも、表現力・思考力いろんな面がありますので、その点はさらに伸ばして、確かな学び、確かな学力というのをつけさせていただければと思います。以上で終わります。

○議長（福士 稔議員） 15番、工藤竹雄議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は明日、15日、午前10時開議とします。

本日は、これをもって散会します。

午後 1 時53分 散会

新型コロナウイルスワクチンの接種予約について

資料 1

R3.6.14 一般質問資料
葛西勇人作成

1 現状

- ・電話予約を実施したが、「電話がつながらない」とのクレームが多数寄せられる。
- ・間違い電話が多い。



2 接種予約の目的

- ・接種するか、接種しないかの確認
- ・接種する場合、実施日時及び集団・個別接種の確認

3 接種予約方法の比較

	対面	郵送	電話	WEB
情報の量	○	○	○	○
情報の質	○	○	○	○
手軽さ	△	△	○	△
スピード	△	△	○	○
証拠	○	○	△	○
感染可能性	高	低	低	低

4 課題

- ・電話の場合、アクセスが集中するとつながらなくなることにより、市民の行動が制限され、かつ不満がたまる。
- ・6月7日予約開始分よりWEB予約を実施するが、電話同様にアクセスが集中するとダウンする可能性がある。また、WEB環境がない、あるいは操作が不慣れな方は対応に苦慮する。

5 要望

- ・当市の集団検診のように、町会毎に順位をつけて、それに従って市民一人一人の接種日程を決めて郵送し、接種しない方、個別接種希望者、接種日程の変更希望者のみ電話連絡する予約方法を要望します。(メリット)

- ①接種予約されていないという不安解消。
- ②市民が行動管理できる。
(接種日程に合わせて休暇取得等)
- ③送迎がスムーズ（乗合いも可能）
- ④地元に近い集団接種会場で接種できる。



市民に「不安」と「負担」をかけない接種予約方法になることを要望！

平川市ねぶたまつり中止のプロセスについて

1 コロナ禍での平川市ねぶたまつり開催検討の経緯

資料 2

R3.6.14 一般質問資料
葛西勇人作成

平川市議会での答弁他

平川市、実行委員会（商工会）ひらかわねぶた連絡協議会の動き

日 程	平川市、実行委員会（商工会）ひらかわねぶた連絡協議会の動き
令和2年 9月18日	■座談会（平川市、商工会、ねぶた連協）
10月 3日	◇ねぶた連協・執行部会議 ・各団体へ令和3年度運行への意向確認⇒アンケート実施
16日	■意見交換会（平川市、商工会、ねぶた連協） ・8割の団体が運行容認とのアンケート結果報告
23日	◇ねぶた連協・執行部会議 ・絵師への発注期限、縮小運行の場合の経費、中止の場合の平川市からの補助金額等の確認のため、各団体へアンケート実施
11月 9日	◇ねぶた連協・執行部会議 ・アンケート結果から予算要求のための要望書を作成 ・3月末までに開催可否を判断いただくよう要望
12月12日	■ねぶた連協より実行委員会へ要望書提出
12月11日	
14日	
令和3年 3月22日	
23日	■連絡会議（平川市、商工会、ねぶた連協） ・平川市より運行コースや観覧方法などの実施方法の説明あり
4月 2日	◇ねぶた連協・全体会議
15日	◇座談会（平川市、商工会、ねぶた連協） ・4月30日までに各団体参加可否を確認⇒アンケート実施
26日	■第1回実行委員会にて中止決定 ※ねぶた連協は出席していない！ ・理由：準備段階での感染リスクと8月までにコロナ収束が見通せない
27日	■実行委員会より中止を発表
30日	◇アンケート結果：参加14団体、不参加13団体、未回答2団体
5月 7日	◇ねぶた連協・全体会議 ・中止になった経緯について、平川市よりねぶた連協に説明あり



(※1) 以下3案提示
①運行コース延長案
②開催場所・期間変更／運行団体制限案
③開催日程変更案

高西案を商観課に提示（※1）
令和2年第4回定例会（※2）
令和3年第1回定例会

(※2) 以下の答弁あり
【市長】（概要）
・可能な限りまつり開催を目指す
・実行委員会、運行団体、関係機関等と調整をはかる
・コロナ対策
1) 病棟縮小（前ねぶた×）
2) 運行コース延長
3) パブリックビューイング
4) オンラインによる配信等
【経済部長】（概要）
・3月末までに開催可否を判断
・感染状況で中止の可能性あり

ねぶた連協に相談なしに26日中止決定、27日発表せざるを得なかった理由は？

資料3

R3.6.14 一般質問資料
葛西勇人作成

市内飲食店等の感染防止対策に伴う支援について

1 コロナ禍における当市のワクチン接種予定と市内飲食店等への支援事業

項目	令和3年(2021年)											
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月					
コロナ感染リスク予想 (個人予想)	高い ↑↓ 低い											
ワクチン接種予定	変異株の猛威時期 ワクチン効果が徐々に始まる？											
平川市	<ul style="list-style-type: none"> ●65歳以上の高齢者 ●基礎疾患を有する者、高齢者施設の従事者等 ●一般(16~64歳) 											
接種率予定(15歳以下除く)	・・・	37%	45%	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	100%?
国内の主要イベント予定	<ul style="list-style-type: none"> お盆 ・東京オリパラ開催(7/23~9/5) ・平川市連の花まつり(7/24~8/29) ・猿賀神社十五夜大祭(9/20~21) ・碓ヶ関紅葉&収穫祭(10月予定) Xmas 年末年始 											
平川市の主要イベント予定												
▼平川市の飲食店等への感染防止対策												
★感染防止対策認証店舗支援事業 (宅配ボックス設置奨励事業)	↑↑											
▼平川市の飲食店等への事業存続支援策												
・プレミアム飲食・交通券発行事業	↑											
・日帰り入浴プラン助成事業	↑											
・市内事業者事業継続応援事業	↑↑											

※コロナ感染状況を考えると、プレミアム飲食・交通券発行事業や日帰り入浴プラン助成事業を担保すべく、店舗等の感染拡大防止対策として「感染防止対策認証店舗支援事業」は急務であり、交付決定条件は認証取得のみとして減収条件はなくすべきではないか？

★感染防止対策認証店舗支援事業の交付決定条件に減収条件をつける理由は？

サッカー場の新設について

1 国内のスポーツ競技人口（平成30年）

順位	競技	推計実施人口
1位	ウォーキング	4,657万人
2位	ジョギング	964万人
3位	サッカー	436万人
4位	野球	384万人
5位	バレーボール	290万人

参照) 笹川スポーツ財団「スポーツライフに関する調査報告書」

2 市内サッカーチーム（対象別）と練習場所

チーム	対象	練習場所
平賀西中学校	中学生	・平賀西グラウンド
平賀アットボールクラブ*	年中～小学生	・平賀多目的広場 ・ひらかドーム
尾上SC園児スクール	年中・年長	・ひらかかわドリームアリーナ
尾上SCU-12	小学生	・金田小グラウンド ・尾上多目的広場
尾上SCU-15	中学生	・平川市陸上競技場 ・尾上多目的広場
尾上SC社会人	18歳以上	・金田小体育館

参照) 広報ひらかわ NO.184 令和3年4月15日発行



資料4

R3.6.14 一般質問資料
葛西勇人作成

3 サッカー場の条件

- ①照明設備 ……夜間の練習多い
- ②人工芝 ……冬でも練習可能
- ③スパイク使用 ……試合感覚の維持

4 市内サッカー練習場所の現状・課題

練習場所	照明	人工芝	スパイク
平賀西グラウンド	×	×	○
金田小グラウンド	×	×	○
平川市陸上競技場	○	×	×
平賀多目的広場	×	×	×
平川市尾上野球場	○	×	×
尾上多目的広場	×	×	×
ひらかドーム	○	×	○

5 サッカー場新設の要望

市内に、サッカー場の条件にあった場所がないため、新設を是非要望します。



※サッカー場整備事例

茨城県境町サッカー場の人工芝化と照明設備の整備事業

・整備事業費 ……1億2,150万円

・スポーツ振興くじ(toto)助成事業 ……6,647万円(交付)

トータルの整備事業費 ……5,503万円

平川市のサッカー推進と人材発掘・育成のため、サッカー場新設を強く要望！

